

## 令和3年第11回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年11月8日(月) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 3階 3-2・3会議室
3. 出席委員 12(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
欠席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
欠席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局 事務局長 鍛冶 孝広  
事務局 江本 昭二郎  
門田 純二  
産業課 小林 大輝

## 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第37号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第38号 農地法第4条の規程による許可申請について
- 第4 議案第39号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第5 議案第40号 空き家に付属した農地の指定について
- 第6 議案第41号 令和3年度農用地利用集積計画書(案)について
- 第7 報告事項
- 第8 その他

## 6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

## 令和3年 第11回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、12名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第11回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

### 日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、13番：吉留副会長と1番：出口委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

### 日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第37号の1、申請人：[ ]さんの件について、吉留副会長さんから説明をお願いします。

13番（吉留副会長） この案件につきましては、築城インターから南東に600m程行った所にある農地です。今回、[ ]さんが所有者の[ ]在住の[ ]さんから売買にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

10番（後藤委員） 申請人の耕作面積が少ないように思えるのですが

13番（吉留副会長） あくまで会社ではなく個人での農地取得ということですので、申請人が耕作している面積を明記しています。

議長（蛭崎会長） 他に質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮かりいたします。  
議案第37号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第37号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。  
続きまして、議案第37号の2、申請人：[ ]さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、日吉神社から南西に400m程行ったところにある農地です。今回、[ ]さんが所有者の[ ]在住の[ ]さんから贈与にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮かりいたします。  
議案第37号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第37号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。  
続きまして、議案第37号の3、申請人：[ ]さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、上別府交差点から北西に200m程行った所にある農地です。今回、[ ]さんが所有者の[ ]在住の[ ]さんから

売買にて取得し、農地管理をするものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第37号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第37号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

### 日程第3、議案第38号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第38号の1、申請人：[ ]さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1番（出口委員） この案件につきましては、デイリーヤマザキ築上安武店に南に隣接する農地で、申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、集落接続しており代替地の検討した結果、転用可能な農地です。今回、申請人の[ ]さんが、自主農地を資材置場として整備するものです。  
事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

12番（吉田委員） この農地はすでに資材置場のようになっているのでは。

事務局 添付資料として顛末書もつけております。今回の申請は無断転用している農地を農地転用するものです。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第38号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第38号の1、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

#### 日程第4、議案第39号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第39号の1、申請人：[ ]さんの件について、西田委員さんから説明をお願いします。

6番（西田委員） この案件につきましては、八津田小学校から南に400m程行った所にある農地で、申請地農地区分は、第1種農地に該当しますが、集落接続農地と考えられます。今回、申請人の[ ]さんが、[ ]在住の[ ]さんから土地を贈与で取得し、敷地拡張を行うものです。  
添付資料に始末書もついておりますが、住宅建設の際に農地転用の手続きをせず、庭として使用していたことから今回の申請を行ったものです。  
事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思っておりますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第39号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第4、議案第39号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

続きまして、議案第39号の2、申請人：

■■■■さんの件について、宮野委員さんから説明をお願いします。

4番（宮野委員）

この案件につきましては、金富神社から西に100m程行った所にある農地で、申請農地区分は前面道路に上水道、下水道の2管が埋設され、かつ50.0m以内に教育施設、医療施設が2以上ある区域のため、第3種に該当する農地と判断します。今回、築上町にも支店のある京都郡みやこ町の■■■■さんが、■■■■在住の■■■■さんから農地を売買にて取得、資材置場として利用するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第39号の2については、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第4、議案第39号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

続きまして、議案第39号の3、申請人：■■■■さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員）

この案件につきましては、築城郵便局から西に300m程行った所にある農地で、申請農地区分は、第2種農地に該当しますが、市街地の区域等に近接する





議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第5、議案第40号の1については、空き家に付属した農地の指定については可決、認定することといたします。

#### 日程第6、議案第41号

議長（蛭崎会長） 日程第6、議案第41号「令和3年度農用地利用集積計画書（案）について」を議題とします。産業課に説明を求めます。

産業課 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 産業課からの説明が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

#### 日程第7、議案第42号

議長（蛭崎会長） 日程第7「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約 3件
2. 農業耕作者・管理者名義変更届出 3件
3. 農地法施行規則第29条第1項届出 0件
4. 農地改良行為届出 0件

また、前回の臨時総会に議題として挙がりました農地法第5条の許可申請に伴う対応についてのこれまでの経過と今後の流れを報告させていただきます。

司法書士会に文章として報告を行いまして、法務局内部でどのような対応をするかを検討するということでした。

行政書士会については、行政書士会は判断する機関ではないということでありましたが、文章で報告をしてくださいということで指示を受けました。その報告を受けまして、行政書士会としては加入しております行政書士さんの方に周知を行うということです。

今後については両組織に報告する方になります。

議長（蛭崎会長） ただいまの提案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和3年第11回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和 3年 11月 8日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

13番委員（吉留 福生 委員）：

吉留福生

署名委員

1番委員（出口 貞味 委員）：

出口貞味